

## 入札保証金について

- ・ 入札参加者が見積もる入札金額の 100 分の 5 以上を乗じた額を令和 3 年 6 月 21 日（月）午後 3 時までに下関市長宛に納付すること。（下関市契約規則第 5 条第 1 項）
- ・ なお、下記の①から③に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。（下関市契約規則第 6 条）

### 免除対象

- ① 参加希望者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
  - ② 参加希望者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - ③ 前 2 号に掲げる場合のほか、参加希望者が競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ※ 免除対象となる場合は、そのことが確認できる書類の提出が必要（ただし、入札参加資格確認申請書に添付する契約書の写しと同一のものである場合は、省略できる。）

### （以下入札保証金納入義務者に対する事項）

- ・ 入札保証金は、入札者のうち落札者を除く者には落札者の決定後に、落札者にあたっては契約締結後に還付する。（下関市契約規則第 1 4 条第 1 項）
- ・ 入札保証金には、利子を付ない。（下関市契約規則第 5 条第 2 項）
- ・ 入札保証金の還付を受けるには、納付した際に受け取った証明書が必要となる。
- ・ 落札者の入札保証金は、その全部又は一部を契約保証金に充当することができる。（下関市契約規則第 1 4 条第 3 項）